

(別 紙)

	現行計画 〔富山県障害者計画（改訂版） 富山県第2期障害福祉計画〕	新しい富山県障害者計画（案）	備 考
2 計画の性格・位置づけ	(1) 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画（本県の障害者施策の基本的方向や達成すべきサービスの目標等を示した総合的な計画）と、障害者自立支援法に基づく富山県の障害福祉計画（障害福祉サービス等の必要な量の見込量の確保のための方策を定めた第2期実施計画）を一体化した計画 (2) 市町村が市町村の障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画 (3) 障害者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画 (4) 「富山県総合計画（元気とやま創造計画）」を踏まえ、富山県民福祉条例に基づいて策定された「富山県民福祉計画」の個別計画	(1) <u>障害者基本法に基づく富山県の障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向や達成すべきサービスの目標等を示した総合的な計画</u>  (2) 市町村が市町村の障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画 (3) 障害者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画 (4) 「富山県総合計画（新・元気とやま創造計画）」を踏まえ、富山県民福祉条例に基づいて策定された「 <u>富山県民福祉計画（改訂版）</u> 」の個別計画	・障害福祉計画については第3期計画（H24～H26）を策定済み  ・新しい総合計画と県民福祉計画の改訂版をH24年4月に策定
3 計画の期間	平成16年度から平成25年度まで（10年間） ただし、第2期障害福祉計画に関する数値目標については、平成21年度から平成23年度まで	平成26年度から平成30年度まで（5年間）	・障害者基本法等の施行後3年後の検討規定や障害者差別解消法の施行（H28.4.1）など、今後数年の間にも制度の見直しが想定されるため、5年程度が適当
4 基本理念	「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の下に、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」の実現を目指す。		・国の新しい障害者基本計画の内容や富山県の実情などを踏まえ、今後検討
5 基本的視点	(1) 自立を支援し、社会参加を促進する (2) 住み慣れた地域での生活を支援する (3) 障害の特性を踏まえた、きめ細かな施策を展開する		・国の新しい障害者基本計画の内容や富山県の実情などを踏まえ、今後検討
6 障害者の概念	この計画における「障害者」は、障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」のほか、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」を含む。 また、これまでの施策では対象とならなかった障害にも適切に対応していくことを目指す。	この計画における「障害者」は、障害者基本法の規定に基づき、「 <u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</u> 」とする。	・平成23年7月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義が見直されたことから、改正後の定義に合わせる。
7 施策体系と分野別施策	1 共に歩み互いに支え合うために (1) 思いやりと助け合いの心づくり (2) みんなが参加し支える仕組みづくり (3) 生活環境の整備 (4) コミュニケーション支援体制の確立		・現行計画の体系を基本としつつ、国の新しい障害者基本計画の内容や富山県の実情などを踏まえ、今後検討

	<p><b>2 地域での生活を支援するために（地域移行の推進）</b></p> <p>(1) 障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備  (2) 地域生活支援  (3) 施設サービスの再構築  (4) サービスの質の向上  (5) 福祉を担う人づくり</p> <p><b>3 自立と社会参加の促進のために</b></p> <p>(1) 特別支援教育・育成の充実  (2) 雇用・就労の促進  (3) 社会参加活動の推進</p> <p><b>4 保健・医療施策の充実のために</b></p> <p>(1) 保健・医療施策の充実  (2) 精神保健・医療施策の推進</p>		
<p><b>8 計画の推進体制</b></p> <p>(1) 障害保健福祉計画</p> <p>(2) 連携・協力の確保</p> <p>(3) 役割分担</p> <p>(4) 計画の進行管理</p>	<p>○4つの障害保健福祉圏域（富山、高岡、新川、砺波）</p> <p>○生活環境、雇用・就業、教育・育成などの関連施策や、国・市町村、関係団体等との連携・協力</p> <p>(1) 県民の役割  (2) 事業者、各団体の役割  (3) 行政の役割</p> <p>○関係部局が連携し総合的に取り組む  ○富山県障害者施策推進協議会への報告、意見を踏まえた進行管理</p>		<p>・現行計画を基本とし、必要に応じて修正・追加等を検討</p>
<p><b>9 数値目標</b></p>	<p>1 障害者計画分</p> <p>(1) 共に歩み互いに支えあうために 9項目  (2) 地域での生活を支援するために 3項目  (3) 自立と社会参加の促進のために 12項目  (4) 保健・医療施策の充実のために 3項目</p> <p>2 障害福祉計画分</p>	<p>障害者計画分のみ項目を設定  (障害福祉計画分については、別途、平成26年度までの計画を策定済み)</p>	<p>・項目については、現行計画を基本として必要に応じて追加、修正、削除を行うこととし、今後検討</p>